弁護士 大関太朗の レターケーション
2025年9月号
Vol.140

## ぎっくり腰（１年４か月ぶり）

９月上旬、朝風呂に入っていた際、前傾姿勢から姿勢を正したときにギックリしてしまいました。

風呂から出てすぐに愛用のコルセットを装着し、ベッドに横たわりました。ぎっくり腰の常連なので手慣れたものです。

そして、妻に「残念なお知らせです。ぎっくり腰になってしまい仕事に行けそうにないです。」と伝えたところ、またかというリアクションでした。夫が何度もつらい思いをしているのに、ぎっくり腰に対する理解のなさには本当にがっかりです。本心でなくても構わないので、もう少しいたわってほしいものです。

### ○月○日限り

契約書や合意書でお金の支払いに関する取決めをする場合、金額だけでなく支払期限も決めるのが一般的です。

そして、○月○日までに支払いをするというときは「○月○日限り支払う」という記載になります。

「○月○日ちょうどに払わなければならないか」と質問を受けることがありますが、○月○日までに払えばよいので、その日より前で構いません。むしろ、当日に支払い忘れると大変なので余裕をもって払ってほしいです。

## 住所の非開示

離婚の事案で、妻が夫に別居中の居場所を知られたくないというケースがあります。妻が夫から暴力を受けており、居場所がばれると夫が乗り込んでくる可能性があるというような場合です。その逆のパターンで、妻が夫に暴力を振るっている場合ももちろんあります。

そのような場合には、①別居先に住民票を移さないでそのままにしておく、②別居先に住民票を移しつつ、役所で閲覧制限の手続きをしておく方法が考えられます。

また、離婚調停を申し立てる場合には、申立書に住所を記載する必要がありますが、実際には住んでいない実家の住所を記載しておいたり、「茨城県取手市　以下秘匿」というように市町村までの記載に留めることもあります。いずれにしても、裁判所に対し、事前に事情を説明しておけば、かなり慎重に対応してくれますので、とても頼りになります。

**取手駅前法律事務所**
**弁護士　大関 太朗**
**〒302-0004 取手市取手 2-10-15　ナガタニビル 5F**
**TEL 0297-85-3355　FAX 0297-85-3377**
**URL http://mo-law.net/**
**営業時間：9:00～18:00（平日）**
**土・日・祝日相談可能（要相談）**

弁護士紹介
**大関 太朗**

| | |
|---|---|
| 平成13年 | 早稲田大学商学部　卒業 |
| 平成18年 | 司法研修所入所 |
| 平成19年 | 弁護士登録（登録番号：３５５３８） |
| | 東京弁護士会　安藤総合法律事務所　入所 |
| 平成23年 | 茨城県弁護士会へ登録換え |
| | 眞鍋・大関法律事務所　開設 |
| 平成28年 | 取手駅前法律事務所　開設 |